

「すべての県民が日本一暮らしやすいと
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

< 針路別提案・要望 >

針路1 災害・危機に強い埼玉の構築

■危機管理・防災体制の再構築



1 大規模地震対策の強化



要望先 : 内閣府、国土交通省

県担当課 : 危機管理課、市街地整備課、建築安全課

◆提案・要望

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災目標達成のため、国が主体になり、住民自らが行う住宅等の耐震化、家具の固定や水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験などの自助の取組や地区防災計画の推進などの共助の取組を実施するとともに、首都直下地震の減災目標達成に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、家具の固定率について、平成25年度40%を令和6年までに65%まで高めるとしている。本県では平成27年度から、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組を普段の生活の中で取り組んでもらう「イツモ防災事業」を展開している。
- ・ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」である川口市芝地区などでは、引き続き、住宅市街地総合整備事業を活用して住宅密集地の解消に向け取り組んで行く必要がある。

◆参考

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）

- ・ 今後10年間で達成すべき減災目標
 - 死者数 約2万3千人から概ね半減
 - 建築物全壊・焼失棟数 約61万棟から概ね半減
- ・ 主な施策の具体目標
 - 家具の固定率 65%（令和6年）【全国】
 - 密集市街地の感震ブレーカー等設置率 25%（令和6年）
 - 危険な密集市街地の解消割合 100%（令和2年）※
 - 自主防災組織による活動カバー率 100%（令和6年）【1都3県】

※「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更予定はないが、引用元である「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月閣議決定）では以下のとおり。

危険密集市街地の面積 おおむね解消（令和12年）
危険密集市街地の地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 100%（令和7年）

2 被災者生活再建支援法の支給対象の拡大



要望先 : 内閣府
県担当課 : 災害対策課

◆提案・要望

- (1) 同一の自然災害において、住宅全壊世帯数の基準を満たす市町村は被災者生活再建支援法の適用対象となるが、基準を満たさない市町村は適用対象とならず被災者間に不均衡が生じている。一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合において、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。
- (2) 中規模半壊に至らない床上浸水などについても被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合があるため、支給対象の拡大について検討すること。
- (3) 被災者生活再建支援制度の支給対象が拡大されるまでの間、都道府県独自の支援に対し特別交付税措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成25年竜巻災害において、越谷市は住家全壊世帯数が基準を満たしていたため被災者生活再建支援法が適用されたが、隣接する松伏町は基準に満たず適用されなかった。このため、同一災害にもかかわらず不均衡が生じた。
- ・ 平成 29 年台風 21 号や令和元年東日本台風では床上浸水により生活基盤に著しい被害を受ける被災者が多数発生したが、大規模半壊以上の住家被害でないと被災者生活再建支援法が適用されないため、被災者の生活再建を支援することができなかった。
- ・ 県と県内市町村が共同で運営する「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」により、平成26年4月から被災者生活再建支援法が適用されない全壊世帯、大規模半壊世帯に支援金を支給するようになった。更に令和 2 年度に制度を拡充し半壊世帯に特別給付金を支給するようになった。
- ・ 一方、令和2年12月に被災者生活再建支援法が改正され、損害割合30%台の「中規模半壊」が支援金の支給対象となった。損害割合20%台の「半壊」は対象にならなかったため、埼玉県・市町村被災者安心支援制度の半壊特別給付金で引き続き支援していく。
- ・ 中規模半壊以上の世帯に対し、埼玉県・市町村被災者安心支援制度により支援金を支給する場合の負担割合は県 2/3 、市町村 1/3 であるが、支給額の 1/2 について特別交付税が措置されるため、実質的な負担割合は国 1/3 、県 1/3 、市町村 1/3 となっている。一方、半壊特別給付金の支給に対しては、特別交付税措置がないため、負担割合は県 1/2 、市町村 1/2 であり、全壊、大規模半壊、中規模半壊と比べ県と市町村の負担が重くなっている。

3 大規模風水害に備えた基盤の再構築【新規】



要望先 : 警察庁
 県担当課 : (警) 危機管理課

◆提案・要望

近年は、風水害が激甚化・頻発化しており、県内においても令和元年東日本台風では死者4名、負傷者33名の人的被害や全壊家屋107棟などの被害が発生したほか、浸水による高齢者施設の孤立事案など、多数の救出救助事案も発生した。

こうした大規模風水害において、迅速・的確な救出救助を行うための災害対策用資機材（水陸両用車等）の整備に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県は県土に占める河川面積割合が全国2位（令和2年2月現在）であり、台風や局地的大雨などの影響により河川の氾濫や堤防の決壊等が発生すれば、甚大な被害を及ぼす可能性が非常に高い。
- ・ 迅速・的確な救出救助活動を行うためには、災害対策用資機材（水陸両用車等）の整備が必要である。

◆参考

○近年の主な災害（全国）

発生年	月	災害の名称	死者・行方不明者数
令和元年	6月	山形県沖地震（震度6強）	なし
	8月	令和元年8月の前線に伴う大雨	死者4人
	9月	房総半島台風（台風15号）	死者1人
	10月	東日本台風（台風19号）	死者98人、行方不明者3人
令和2年	7月	令和2年7月豪雨	死者84人、行方不明者2人
令和3年	1月	1月7日から大雪等（雪害）	死者21人（除雪作業等）
	2月	福島県沖地震（震度6強）	死者1人
	7月	静岡県熱海市土石流災害	死者26人、行方不明者1人
	10月	千葉県北西部地震（震度5強）	なし

4 地震に関する調査研究の推進



要望先：文部科学省
県担当課：危機管理課

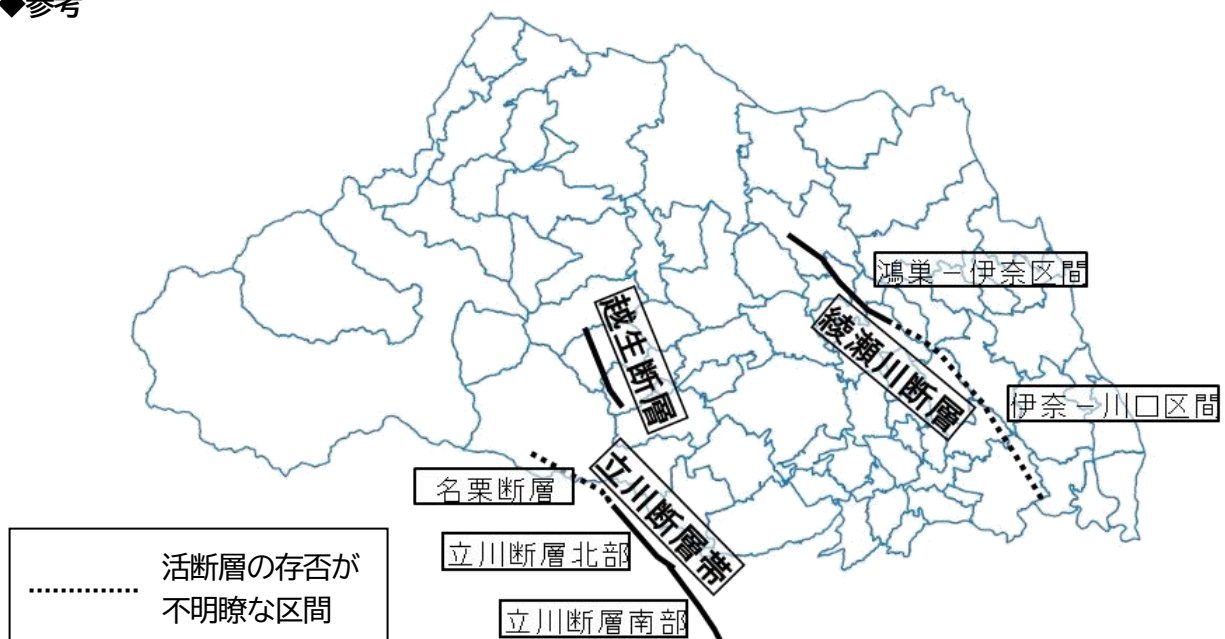
◆提案・要望

- (1) 地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は、基礎的な調査研究をより一層推進し、綾瀬川断層の伊奈－川口区間や立川断層帯の活断層の存否を早急に明らかにすること。
- (2) 活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層について発生確率を明らかにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。
- ・ 綾瀬川断層の伊奈－川口区間については、地震調査研究推進本部が「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」において新たに活断層の可能性を認定した。その後、平成28年度の詳細調査の結果、この区間の大部分は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。
- ・ 立川断層帯については、同推進本部が「立川断層帯の重点的な調査観測（平成24～26年度）」及び「活断層の追加・補完調査（平成27年度）」において、立川断層帯の一部（名栗断層）は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。
- ・ 越生断層については、「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」により新たに活断層として認定されたが、詳細調査が実施されていないため、地震発生確率は不明である。

◆参考



5 消防防災関係施設・設備の拡充



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に有効な車両等（水上オートバイ等）について、国有財産の無償使用制度により消防本部に配備できるよう必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ゲリラ豪雨や台風などの大規模な風水害の発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、浸水区域において、瓦礫・漂流物に強く、迅速な搜索・救助活動を可能とする水上オートバイ等が必要である。
- ・ 緊急消防援助隊の活動を効果的に行うため、国有財産の無償使用制度による車両、資機材の拡充及び配備を進めることが必要である。

6 消防団の装備に対する支援



要望先 : 消防庁
県担当課 : 消防課

◆提案・要望

消防団に配備するデジタル携帯用無線機について、消防団の装備の基準に見合った交付税措置等を市町村に対し行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 消防団の装備の基準第5条第1項では「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」（以下「デジタル携帯用無線機」という。）を「班長以上の階級にある消防団員に配備すること」と規定している。
- ・ しかし、デジタル携帯用無線機は高額であり、県内市町村では、短期間で基準どおりに配備することが困難である。
- ・ 早期にデジタル携帯用無線機を配備するためには、交付税措置額の引上げなどの財政支援及び安価で購入できる仕組みの構築が必要である。

7 地籍整備の推進



要望先：法務省、国土交通省
県担当課：土地水政策課

◆提案・要望

<地籍調査事業に必要な財源の確保>

- (1) 実施市町村に対し地籍調査事業補助金を適切に配分するために必要な財源を確保すること。
- (2) 特に調査の遅れている都市部及び山村地域において、市町村実施の足がかりとするため、国直轄の基本調査を実施すること。

<登記所備付地図整備事業の拡充>

- (3) 調査が遅れているD I D地区で実施される登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）整備事業について、更なる調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県における地籍調査の進捗率は32%で全国平均の52%を大きく下回っており、着手率については全国45位となっている。特に都市部の地図混乱地域の地籍調査は難度が高く、市町村による調査が遅れている。
- ・ 国庫補助金については、要望に対し全額が確保されていない。
- ・ 地籍調査の推進のためには、未着手・休止市町の着手・再開が重要であるが、予算が確保されていない状況では市町に実施を促すことは難しい。
- ・ また、本県は首都直下地震の被害想定地域であることから、被災後の復旧・復興の迅速化のため、早急に事業を実施し土地境界の明確化を図ることが必要である。

◆参考

○地籍調査の進捗率（%）

区分		全国	埼玉県
D I D (※)		26	24
非D I D	宅地	51	46
	農用地	70	44
	林地	46	18
合計		52	32

※ D I D (Densely Inhabited Districts) : 国勢調査において設定された「人口集中地区」

※ 進捗率は令和2年度末時点

■治水・治山対策の推進



1 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 下水道事業課

◆提案・要望

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生リスクが増大しており、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備済面積／全体計画面積）は、令和2年度末で約28%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- ・ 雨水管きよ等整備は公費が原則であり、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

◆参考

○過去の浸水実績

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
床上浸水（棟）	403	478	20	2,090	72
床下浸水（棟）	1,734	714	81	3,376	71
合 計（棟）	2,137	1,192	101	5,466	143

■感染症対策の強化



1 結核病床の確保



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。
結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
- 本県においては、平成24年及び平成28年に20床ずつ、更に平成29年に21床減少しており、今後ともさらなる結核病床の廃止が予想される。
- このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなることが懸念される。
- 結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

◆参考

○埼玉県における結核病床の利用状況

年月	月末病床利用率
令和3年1月	24.6%
令和3年2月	23.8%
令和3年3月	26.2%
令和3年4月	28.5%
令和3年5月	24.6%
令和3年6月	25.4%
令和3年7月	29.2%
令和3年8月	32.3%
令和3年9月	20.8%
令和3年10月	22.3%
令和3年11月	18.5%
令和3年12月	20.8%

2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

- ・最新の知見を踏まえ、更に流通備蓄を増やすなど効率的な備蓄方法を検討すること
- ・完全な製品化をしない状態で業者が保管すること
- ・廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用すること 等

◆本県の現状・課題等

- ・平成30年6月22日に、抗インフルエンザ薬の備蓄目標量を変更する旨の国の通知があり、備蓄目標として、国と全都道府県でそれぞれ1,750万人分備蓄することとされており、本県においても、この目標を基に備蓄を進めている。

◆参考

○備蓄目標量（万人分）（平成30年6月22日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
	カプセル	ドライシロップ				
国	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
都道府県	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
流通備蓄	270	130	100	450	50	1,000
計	1,215	585	450	2,025	225	4,500

○本県の備蓄量（万人分）（令和3年度末現在）

	タミフル カプセル	タミフル ドライシロップ	リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
埼玉県	21.7	18.49	14.72	40.55	5.03	100.49

- ・しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計の購入費が約52億7千万円に上っている。
- ・一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、政府行動計画に基づかない放出はできないこととなっている。
- ・このため、使用期限を経過した薬剤は、市場流通させずに廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。

3 予防接種の速やかな定期接種化



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 感染症対策課

◆提案・要望

- (1) ワクチン接種で防ぐことが可能な病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種に関して対象年齢、安全性、費用対効果などの議論を早急に進め、有効性及び安全性が認められた以下のワクチンについては速やかに定期接種に位置付けること。
 - ・ おたふくかぜ予防ワクチン
 - ・ 帯状疱疹予防ワクチン
- (2) 接種の経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、現在は任意接種となっている造血細胞移植を行った場合のワクチン再接種について、定期接種の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 予防接種法の規定に基づき予防接種に関する基本的な計画が平成26年3月28日に告示、同年4月1日から適用され、この計画において、ワクチンギャップ解消のため「広く接種を推進していくことが望ましい」とされた七疾病のうち、定期の予防接種に位置付けられていない水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人の肺炎球菌感染症の四疾病については必要な措置を講じる必要があるとされた。
- ・ こうした中、四疾病のうち水痘、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染症については定期の予防接種となった。しかし、おたふくかぜは未だ定期予防接種に位置付けられていない状況である。
- ・ また、平成28年3月に水痘ワクチンに50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防に対する効果・効果が追加承認され、現在、国では定期接種化に対する議論を進めている。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点から、ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については有効なワクチンの活用を考慮すべきであり、今後、こうしたワクチンに関する議論を早急に進め、速やかに定期接種化に対する結論を出す必要がある。
- ・ また、小児がんの治療として造血細胞移植を行った場合、移植前の予防接種で得られた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなる。そのため、造血細胞移植学会ガイドラインにおいて、移植後の予防接種により感染症の発症予防や症状の軽減が期待できる場合には、予防接種の実施が推奨されている。
- ・ 定期接種では、必要な費用について国から市町村に財政措置があり、健康被害が発生した場合には国による救済措置の対象となる。
- ・ 一方、予防接種法では、各ワクチンの接種回数が規定されており、規定回数を超える接種は定期接種の対象外となる。このため、同じワクチンの再接種は任意接種となることから、複数のワクチンを再接種する場合は高額となり、被接種者の負担が大きくなるものである。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点に加えて、経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、国においてワクチン再接種の定期接種化について検討されることが望ましいものである。